

寄稿

「自宅で歯科治療ができる」を考える

自宅で歯の治療をすること。これが歯医者の往診であり、訪問歯科診療とも呼ばれています。

歯科の往診は、十勝でも30年ほど前から少しずつ行われ、近年、訪問歯科診療として定着しつつあります。にもかかわらず、「歯医者も往診するのか」という声を、いまだに聞くことがあります。歯科医師会の周知・発信がまだまだ不足しているかもしれません。

超高齢化社会を迎える日本では、在宅医療を避けて通ることができます。しかし、歯を抜く、歯を削る、歯の根の治療をするなど、歯科治療は外科的治療が多くあります。これを在宅で行うというのは大変なことなのです。治療に必要な機材、道具を住宅内に



持ち込み、患者さんに合わせた診療姿勢で治療しなければなりません。さらに、在宅診療の必要な方は、ほとんどが有病者であったり、体の障害、活動の制限がある方です。つまり、リスクと不利な診療態勢を強いられることになります。まだまだ在宅歯科治療に否定的であったり、尻込みする歯科医が多いのも一理あります。

しかし、医科歯科連携、多職種連携によってリスクを軽減し、歯科医師自身が研さんし、機材道具を整えて、多くの歯科医師が在宅歯科医療に対応できる状態にあります。十勝管内で50軒を超える歯科医院が在宅診療に対応できる協力歯科医です。

病気や障害があつても、通院できなくて、歯やお口のことで困る人がいないような支援をすることは、歯科に関わる者すべての理想であり、使命であります。

通院できなくなつて、歯や口のトラブルをお持ちの方は、まずは、近くのかかりつけ歯科医に相談してください。その先生が対応できなくとも、歯科同士の連携で、対応してもらえるでしようし、かかりつけ歯科医がない場合は、十勝歯科医師会在宅連携室に相談、連絡いただければ、対応させていただきます。

ここまで、在宅の歯科治療の話でしたが、今後、在宅において歯科は、摂食嚥下（えんげ）指導などを加えた食べることへの支援、歯科衛生士とともに口腔（こうくう）ケアの指導実施など、生活支援により、在宅療養者の方のQOL（生活の質）の向上に努めていくこととなるでしょう。

十勝歯科医師会 栗原延好副会長